

中学校・高等学校教諭免許状取得のための教科及び教科の指導法に関する科目【教育学部】

中学校教諭一種 社会

	教科に関する専門的 事項の科目区分	必要 単位数	授業科目	開講 学部等	単位数
教科に 関する 専門的 事項	日本史・外国史	1 以上	○ 日本史学概論	文	2
			○ 東洋史学概論	文	2
			○ 西洋史学概論	文	2
			歴史の視座	全学	1又は2
			日本史学	文	2
			東洋史学	文	2
			西洋史学	文	2
			考古学概論	文	2
			考古学	文	2
			教育基礎論講義(教育文化史)	教	2
			教育基礎論講義(近現代学校史)	教	2
			教育基礎論講義(教育思想史)	教	2
			地理学(地誌を含む。)	1 以上	○ 人文地理学
	○ 自然地理学	文			2
	○ 外国地誌	文			2
	「法学, 政治学」	1 以上	△ 人文・社会科学の基礎(法学入門Ⅰ)	全学	2
			△ 人文・社会科学の基礎(法学入門Ⅱ)	全学	2
			△ 人文・社会科学の基礎(法学入門Ⅲ)	全学	2
			△ 人文・社会科学の基礎(法学入門Ⅳ)	全学	2
			△ 人文・社会科学の基礎(政治学入門)	全学	2
			△ 政治学	法	4
			△ 行政学	法	4
			△ 現代政治分析	法	4
			△ 国際政治	法	4
			教育学概説(教育の自由・権利と法)	教	1
	「社会学, 経済学」	1 以上	△ 人文・社会科学の基礎(教育学入門Ⅰ)	全学	2
			△ 人文・社会科学の基礎(経済・経営学入門Ⅰ)	全学	2
			△ 人文・社会科学の基礎(経済・経営学入門Ⅱ)	全学	2
			△ 人文・社会科学の基礎(経済・経営学入門Ⅲ)	全学	2
			△ 経済学基礎Ⅰ	経	4
			△ 経済学基礎Ⅱ	経	4
			△ 経済学応用Ⅳ(国際経済学)	経	4
			教育学概説(教育と社会Ⅰ)	教	1
			教育学概説(教育と社会Ⅱ)	教	1
			教育社会科学講義(教育社会学)	教	2
			教育社会科学講義(子ども・家族福祉論)	教	2
			「哲学, 倫理学, 宗教学」	1 以上	△ 哲学概論
	△ インド哲学史概説	文			2
	△ インド哲学仏教学	文			2
	△ 倫理学概論	文			2
	△ 宗教学概論	文			2
	△ 社会思想史	文			2
	△ 仏教学概論	文			2
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	8	○ 教科教育法(社会・地理歴史Ⅰ)		2	
		○ 教科教育法(社会・地理歴史Ⅱ)		2	
		○ 教科教育法(社会・公民Ⅰ)		2	
		○ 教科教育法(社会・公民Ⅱ)		2	
計		28 以上			

備考 1. ○印を付した授業科目は全て必修である。

2. △印は「教科に関する専門的事項の科目区分」からそれぞれ1科目以上修得すること。

3. 表中の「開講学部等」欄に「全学」とあるものは全学教育科目, 「文」とあるものは文学部専門科目, 「教」とあるものは教育学部専門科目, 「法」とあるものは法学部専門科目, 「経」とあるものは経済学部専門科目としてそれぞれ開講される。

4. 「教科に関する専門的事項」から20単位以上, 「各教科の指導法」から8単位を修得すること。

5. 「教科に関する専門的事項」は「教科に関する専門的事項の科目区分」の各区分から1単位以上, 計20単位以上修得すること。

6. 最低修得単位数(28単位)を超えて修得した単位は「大学が独自に設定する科目」に使用できる。

高等学校教諭一種 地理歴史

	教科に関する専門的事項 の科目区分	必要 単位数	授業科目	開講 学部等	単位数
教科に関する専門的事項	日本史	1 以上	○ 日本史学概論	文	2
			歴史の視座	全学	1又は2
			日本史学	文	2
			考古学概論	文	2
			考古学	文	2
			教育基礎論講義(教育文化史)	教	2
			教育基礎論講義(近現代学校史)	教	2
	外国史	1 以上	○ 東洋史学概論	文	2
			○ 西洋史学概論	文	2
			東洋史学	文	2
			西洋史学	文	2
			教育基礎論講義(教育思想史)	教	2
	人文地理学・自然地理学	1 以上	○ 人文地理学	文	2
			○ 自然地理学	文	2
	地誌	1 以上	○ 外国地誌	文	2
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		4	○ 教科教育法(社会・地理歴史Ⅰ)		2
			○ 教科教育法(社会・地理歴史Ⅱ)		2
計		24 以上			

備考 1. ○印を付した授業科目は全て必修である。

2. 表中の「開講学部等」欄に「全学」とあるものは全学教育科目, 「文」とあるものは文学部専門科目, 「教」とあるものは教育学部専門科目としてそれぞれ開講される。

3. 「教科に関する専門的事項」から 20 単位以上, 「各教科の指導法」から 4 単位を修得すること。

4. 「教科に関する専門的事項」は「教科に関する専門的事項の科目区分」の各区分から 1 単位以上, 計 20 単位以上修得すること。

5. 最低修得単位数(24 単位)を超えて修得した単位は「大学が独自に設定する科目」に使用できる。

高等学校教諭一種 公民

	教科に関する専門的事項 の科目区分	必要 単位数	授業科目	開講 学部等	単位数
教科に関する専門的事項	「法律学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)」	1 以上	△ 人文・社会科学の基礎(法学入門Ⅰ)	全学	2
			△ 人文・社会科学の基礎(法学入門Ⅱ)	全学	2
			△ 人文・社会科学の基礎(法学入門Ⅲ)	全学	2
			△ 人文・社会科学の基礎(法学入門Ⅳ)	全学	2
			△ 人文・社会科学の基礎(政治学入門)	全学	2
			△ 政治学	法	4
			△ 行政学	法	4
			△ 現代政治分析	法	4
			△ 国際政治	法	4
			教育学概説(教育の自由・権利と法)	教	1
	「社会学, 経済学(国際経済 を含む。)」	1 以上	△ 人文・社会科学の基礎(教育学入門Ⅰ)	全学	2
			△ 人文・社会科学の基礎(経済・経営学入門Ⅰ)	全学	2
			△ 人文・社会科学の基礎(経済・経営学入門Ⅱ)	全学	2
			△ 人文・社会科学の基礎(経済・経営学入門Ⅲ)	全学	2
			△ 経済学基礎Ⅰ	経	4
			△ 経済学基礎Ⅱ	経	4
			△ 経済学応用Ⅳ (国際経済学)	経	4
			教育学概説(教育と社会1)	教	1
			教育学概説(教育と社会2)	教	1
			教育社会科学講義(教育社会学)	教	2
			教育社会科学講義(子ども・家族福祉論)	教	2
	「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	1 以上	△ 哲学概論	文	2
			△ インド哲学史概説	文	2
			△ インド哲学仏教学	文	2
			△ 倫理学概論	文	2
			△ 宗教学概論	文	2
			△ 社会思想史	文	2
			△ 仏教学概論	文	2
			△ 教育心理学講義 (発達心理学)	教	2
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		4	○ 教科教育法 (社会・公民Ⅰ)		2
			○ 教科教育法 (社会・公民Ⅱ)		2
計		24 以上			

備考 1. ○印を付した授業科目は全て必修である。

2. △印は「教科に関する専門的事項の科目区分」からそれぞれ1科目以上修得すること。

3. 表中の「開講学部等」欄に「全学」とあるものは全学教育科目, 「文」とあるものは文学部専門科目, 「教」とあるものは教育学部専門科目, 「法」とあるものは法学部専門科目, 「経」とあるものは経済学部専門科目としてそれぞれ開講される。

4. 「教科に関する専門的事項」から20単位以上, 「各教科の指導法」から4単位を修得すること。

5. 「教科に関する専門的事項」は「教科に関する専門的事項の科目区分」の各区分から1単位以上, 計20単位以上修得すること。

6. 最低修得単位数(24単位)を超えて修得した単位は「大学が独自に設定する科目」に使用できる。

中学校・高等学校教諭一種 保健体育

	教科に関する専門的事項の科目区分	必要単位数	授業科目	単位数
教科に関する専門的事項	体育実技	1 以上	○ 健康体育学実験実習(運動方法実習)	[2]
	「体育原理，体育心理学，体育経営管理学，体育社会学，体育史」・運動学(運動方法学を含む。)	1 以上	△ 健康体育学講義(身体文化論)	2
			△ 健康体育学講義(体育社会学)	2
			▲ 健康体育学講義(体育方法論)	2
			▲ 健康体育学講義(身体運動支援システム論)	2
			健康体育学講義(福祉スポーツ論)	2
	生理学(運動生理学を含む。)	1 以上	○ 健康体育学講義(運動生理学)	2
衛生学・公衆衛生学	1 以上	健康体育学実験実習(健康体育学実験)	2	
		△ 教育学概説(健康体育と衛生 1)	1	
		△ 教育学概説(健康体育と衛生 2)	1	
学校保健(小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。)	1 以上	△ 健康体育学講義(生活健康学)	2	
		○ 健康体育学講義(小児学校保健)	2	
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	中 8 高 4	◇ 教科教育法(保健体育Ⅰ)	2	
		◇ 教科教育法(保健体育Ⅱ)	2	
		◆ 教科教育法(保健体育Ⅲ)	2	
		◆ 教科教育法(保健体育Ⅳ)	2	
計	中 28 以上 高 24 以上			

- 備考 1. ○印を付した授業科目は全て必修である。
2. △及び▲印は「教科に関する専門的事項の科目区分」からそれぞれ1科目以上修得すること。
3. 「教科に関する専門的事項」は「教科に関する専門的事項の科目区分」の各区分から1単位以上，計20単位以上修得すること。
4. 「各教科の指導法」は中学校の免許状を取得しようとする者は「◇・◆」の4科目8単位を，高等学校の免許状を取得しようとする者は「◇」の2科目4単位を必修とし4単位以上修得すること。
5. 最低修得単位数(中学校免許状では28単位，高等学校免許状では24単位)を超えて修得した単位は「大学が独自に設定する科目」に使用できる。
6. 「単位数」の欄の数字に[]のついている授業科目は，講義題目が異なるものであれば複数個の履修が可能な授業科目である。

特別支援学校教諭一種（知的障害者に関する教育の領域）

特別支援教育に関する科目		必要 単位数	授業科目	単位数	中心 領域	含む 領域
特別支援教育の基礎理論に関する科目		2 以上	○ 教育学特別講義(特別支援教育概論)	2	—	—
特別支援 教育領域 に関する 科目	心身に障害のある 幼児，児童又は生 徒の心理，生理及 び病理に関する科 目	16 以上	○ 教育心理学講義(知的障害心理学)	2	知的	病弱
			教育心理学講義(認知心理生理学)	2	知的	視覚
			教育心理学講義(心理検査論)	2	知的	病弱
			教育心理学講義(臨床心理学)	2	知的	病弱
			教育心理学講義(カウンセリング論)	2	知的	病弱
			教育心理学講義(乳幼児発達論)	2	知的	—
	心身に障害のある 幼児，児童又は生 徒の教育課程及び 指導法に関する科 目		○ 教育心理学講義(知的障害教育論)	2	知的	肢・病 聴・視
			○ 知的障害の指導法	2	知的	—
			○ 自立活動の指導	2	知的	肢・病
免許状に 定められ ることと なる特別 支援教育 領域以外 の領域に 関する科 目	・心身に障害のある 幼児，児童又は 生徒の心理，生理 及び病理に関する 科目 ・心身に障害のある 幼児，児童又は 生徒の教育課程及 び指導法に関する 科目	5 以上	○ 教育心理学講義(視覚障害教育概論)	1	視覚	—
			○ 教育心理学講義(聴覚障害教育概論)	1	聴覚	—
			○ 教育心理学講義(肢体不自由教育概論)	1	肢体	—
			○ 教育心理学講義(病虚弱教育概論)	1	病弱	—
			○ 教育心理学講義(発達障害教育概論)	2	重複 ・LD	—
心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育実習		3 以上	○ 教育実習D(特別支援学校)	3	—	—
計		26 以上				

- 備考 1. 特別支援学校一種免許状（知的障害者に関する教育の領域）の取得は，学士の学位を有し，小学校・中学校・高等学校の普通免許状を有し，特別支援教育に関する科目をそれぞれの免許法施行規則に定める科目区分の最低必要単位数を含め合計 26 単位以上修得しなければならない。
2. ○印は必修科目である。
3. 教育実習Dは，基礎となる免許状取得のための教育実習（高等学校は教育実習A及びC，中学校は教育実習A，B及びC）を実施したうえで行わなければならない。
4. その他不明な点は，教育学事務部教務担当に相談すること。